

えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領

第1 総則

えひめ材の家づくり促進支援事業（以下「事業」という。）の実施については、えひめ材住宅普及啓発事業実施要綱及びえひめ材住宅普及啓発事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 木材等の定義

- (1) 事業における県産材とは、県内で製材されたスギ、ヒノキ、マツとする。
- (2) 事業におけるCLTとは、県内で製造されたCLT（直交集成板）とする。

第3 事業の実施

1 柱材等の提供件数及び申請募集時期

申請募集件数及び申請募集期間については、事業主体が年度ごとに定める。

2 提供する柱材等

事業において提供する柱材等の規格と数量は次のとおりとする。

- (1) 県産材であって、日本農林規格(JAS)に合格したもの又は同等以上の性能を有するもの（一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けしたもの）、かつ、天然乾燥又は人工乾燥により20%以下の含水率に至るまで乾燥させた材。
- (2) 1件あたりの提供は、スギ10.5cm角の3m材64本相当分147千円を補助する。
- (3) また、次の要件を満たす場合は、それぞれの額を加算する。これらの加算は重複することができる。

ア 梁・桁について、県産材をすべて使用した場合、50千円/件。

イ 次に示す二世帯住宅上乗せ補助の要件をすべて満たした場合、92千円/件。

(ア) 延床面積160㎡以上である。

(イ) 浴室、便所、調理室、玄関のうち2つ以上が、複数設置されている。

ウ CLTを使用した場合、補助単価をCLT使用量1㎡当たり60千円とし、使用量に応じて1件当たり50千円(下限)～150千円(上限)。

3 柱材の無償提供条件

対象者は別表1に定めるいずれにも該当する住宅又は店舗等（以下「住宅等」という。）を建築する施主とする。

4 柱材の提供方法

提供は、木材引換券（様式第1号、以下「引換券」）により次のとおり行う。

- (1) 施主は、木材引換券交付申請書（様式第2号）を愛媛県林材業振興会議（以下「林材会議」という。）に対し提出し、引換券の交付申請を行う。
- (2) 林材会議は、申込み期日までに申請のあった施主に対し、事業の対象として適正であるか申請内容を知事と協議確認のうえ引換券を交付する。
- (3) 施主は、交付された引換券を施工業者等に提出し柱材の提供を受ける。
- (4) 施工業者等は、納材証明書（様式第3号）により製材業者等から使用した

木材の内容証明を受ける。

5 引換券の返納

施主は、建築する住宅等が柱材の無償提供条件を満たさなくなった場合は、木材引換券返納書（様式第4号）に引換券を添えて林材会議に提出し、申請の取消しを行わなければならない。

6 事業の確認及び木材代金の支払

(1) 施工業者等は、上棟日の7日前までに確認依頼書（様式第5号）に関係書類を添えて林材会議に提出しなければならない。

(2) 林材会議は、前項の提出を受けた時には速やかに確認を行い、適正と認められる場合は、施工業者等に対し金額確定書（様式第6号）を通知するとともに、速やかに施主に代金を支払う。

7 柱材提供の取消し

林材会議は、施主がこの要領に違反した場合は、柱材の提供の一部もしくは全部を取り消すことができる。

第4 普及啓発

林材会議は、事業の目的を効果的に達成するため、のぼりの作成やモニターへのアンケートの実施等により、地域材を使用した木造住宅の良さを積極的に普及する。

第5 その他

この要領に定めのない、事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。
- 2 事業期間は、平成27年度から平成31年度までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月18日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度限りで効力を失う。
なお、平成31年度中に交付決定された補助金については、翌年度以降においても効力を有する。

別表 1

1	県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等
2	別表2に掲げる主要部材に県産材を概ね80%以上使用し、延床面積80㎡以上の住宅等
3	建設中、愛媛県林材業振興会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うなど、PRに協力することができる住宅等
4	完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等
5	建築基準法及びその他関係法令（用地等も含む）を遵守して建築する住宅等
6	国が実施する地域型住宅グリーン化事業等における木造住宅の補助と重複しない住宅等

別表 2

主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル、CLT
------	--

[整理番号.]

木 材 引 換 券

【施主】

様

えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3に規定する柱材を提供します。

年 月 日

愛媛県林材業振興会議

会長

㊞

〔受領確認〕

区 分	引換券受領日	受領者氏名
施 主		㊞
施工業者等		㊞

注1) 施主は施工業者等に本券を提出し柱材の提供を受けること

注2) 本券の有効期限は発行日が属する事業年度限りとする

(裏面)

※提供する柱材等

事業において提供する柱材の規格と数量は次のとおりとする。

- (1) 県内で生産されたスギ・ヒノキの柱材で、日本農林規格(JAS)に合格したもの又は同等以上の性能を有するもの(一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けしたもの)、かつ、天然乾燥または人工乾燥により20%以下の含水率に至るまで乾燥させた材とする。
- (2) 1件あたりの提供数量は、スギ 10.5cm 角の 3m材 64 本相当分(147,000 円)とする。
- (3) 梁・桁について、県産材をすべて使用した場合、50 千円/件を上乗せ助成する。
- (4) 以下に示す二世帯住宅の要件を満たした場合、92 千円/件を上乗せ助成する。
 - ア 延床面積 160 m²以上である。
 - イ 浴室、便所、調理室、玄関のうち 2 つ以上が、複数設置されている。
- (5) CLTを使用した場合、補助単価をCLT使用量1 m³当たり 60 千円とし、CLT 使用量に応じ、1 件当たり 50 千円(下限)～150 千円(上限)を上乗せ助成する。

木材引換券交付申請書

年 月 日

愛媛県林材業振興会議会長 様

【施主】

住 所

氏 名 ㊟

えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3の規定により、木材引換券の交付を申請します。

建築予定地	
建築予定期間	
上棟予定年月日	
施工予定者	
他の補助事業の適用	・地域型住宅グリーン化事業：地域材加算（有・無） ・地域材利用木造住宅利子補給制度（有・無） ・その他適用を受ける補助事業（有・無） （名称： ）
備 考	

注1) 地域型住宅グリーン化事業の地域材加算（補助）と重複は不可

注2) 裏面「確認書」の内容を確認して下さい

注3) 添付書類・・・建築予定を示した地図

設計図面（平面図に延床面積を記載した図）又は建築基準法
第6条第1項の確認済み証の写し

様式第2号別紙誓約書（二世帯住宅上乗せ助成対象者のみ）

(裏面)

「えひめ材の家づくり促進支援事業」の申請にあたっての確認書

「えひめ材の家づくり促進支援事業」の申請にあたり、次の1～3に掲げる条件に異議ないことを確認します。

1. 提供される柱材等の種類、数量

- ①県内で生産されたスギ・ヒノキの柱材で日本農林規格（JAS）に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するもの（一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けしたもの）、かつ、天然乾燥又は人工乾燥により20%以下の含水率に至るまで乾燥させた材。
- ②1件あたりの提供数量は、スギ10.5cm角の3m材64本相当分（147,000円）とする。
- ③梁・桁について、県産材をすべて使用した場合、50千円/件を上乗せ助成する。
- ④以下に示す二世帯住宅の要件をすべて満たした場合、92千円/件を上乗せ助成する。
 - ア 延床面積160㎡以上である。
 - イ 浴室、便所、調理室、玄関のうち2つ以上が、複数設置されている。
- ⑤CLTを使用した場合、補助単価をCLT使用量1㎡当たり60千円とし、CLT使用量に応じ、1件当たり50千円（下限）～150千円（上限）を上乗せ助成する。

2. 建築される住宅等に関する条件

- ①県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等
- ②別表に掲げる主要部材に県産材を概ね80%以上使用し、延床面80㎡以上の住宅等
- ③建設中、愛媛県林材業振興会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うなど、PRに協力することができる住宅等
- ④完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等
- ⑤建築基準法及びその他関係法令（用地等も含む）を遵守して建築する住宅等
- ⑥国が実施する地域型住宅グリーン化事業等における木造住宅の補助と重複しない住宅等

3. その他

- ①本事業は、柱材を提供するものであり、愛媛県及び愛媛県林材業振興会議は建築に関する一切の責任を負わない。
- ②事業の実施は、えひめ材の家づくり事業事施要領に基づき行う。

別表

土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル、CLT

(注) 大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

⑩

【施工業者等】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

⑩

年 月 日

愛媛県林材業振興会議会長 様

施 主 住所

氏名

誓約書

私は、下記の要件をすべて満たす、えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領に定める二世帯住宅助成の対象者であることを誓約します。

なお、上記誓約を破り、愛媛県知事もしくは、愛媛県林材業振興会議会長から、改善等の対応指示があった場合、その指示に従うことを誓約します。

記

1 要件

(ア) 延床面積160㎡以上である。

(イ) 浴室、便所、調理室、玄関のうち2つ以上が、複数設置されている。

（施工業者等）

様

（納材業者）

住 所

氏 名

印

納 材 証 明 書

次の材を納入したことを証明します。

1 県産材（県内で生産されたスギ・ヒノキ・マツ）

部材名	樹種	等級	寸 法			数量 (本)	材積 (m ³)
			短 辺 (mm)	長 辺 (mm)	材 長 (mm)		
合 計							

注1) 別表2の主要部材を記載する。

2 上記1以外の木材

部材名	樹種	等級	寸 法			数量 (本)	材積 (m ³)	産 地
			短 辺 (mm)	長 辺 (mm)	材 長 (mm)			
合 計								—

注1) 材積は、小数点第4位まで記載

注2) 産地は、県名を記載のこと

注3) 別表2の主要部材を記載する。

木材引換券返納書

年 月 日

愛媛県林材業振興会議会長 様

【施主】

住 所

氏 名 ⑩

年 月 日付で木材引換券の交付を受けましたが、下記の理由により返納したいので、えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3の規定により申請します。

記

○返納の理由

確認依頼書

年 月 日

愛媛県林材業振興会議会長 様

【施工業者等】

住 所
氏 名
電話番号

印

柱材の使用状況について確認を受けたく、えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3の規定に基づき下記により報告します。

記

- 1 施主名
- 2 住宅等建築箇所
- 3 上棟日（予定）
- 4 提供材の内容

NO.	樹種	等級	寸 法			数 量 (本)	含水率 (%)	金 額 (円)
			短辺 (mm)	長辺 (mm)	材長 (mm)			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
合 計							—	

- 5 振込先（施主）
 - ・金融機関名
 - ・口座番号
 - フリカ`ナ
 - ・名 義
 - ・電話番号
- 6 添付書類
 - ・納材証明書（様式第3号）
 - ・建築基準法第6条第1項の確認済み証の写し、確認済み証の無い住宅等にあつては建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し
 - ・（一社）愛媛県木材協会又はJ A S認定工場が証明した格付け証明書
- 7 他の補助事業の適用
 - ・地域材利用木造住宅利子補給制度（ 有 ・ 無 ）
 - ◎資金融資機関名：
 - ・その他適用を受けている補助事業（ 有 ・ 無 ）
 - （名称： ）

※林材会議記入欄

検査員氏名		検査実施日	
検査結果	合・否	備 考	

金額確定書

平成 年 月 日

【施工業者等】

様

愛媛県林材業振興会議
会長 ⑩

平成 年 月 日付けで提出のあった確認依頼書の内容については、検査の結果、適切と認められるので、次のとおり金額を確定します。

1 確定金額 円

2 施主名